

非木造住宅の耐震診断

対象建物

昭和56年5月以前に建築した建物で下記のもの

非木造住宅: ①鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の構造で木造以外の住宅。

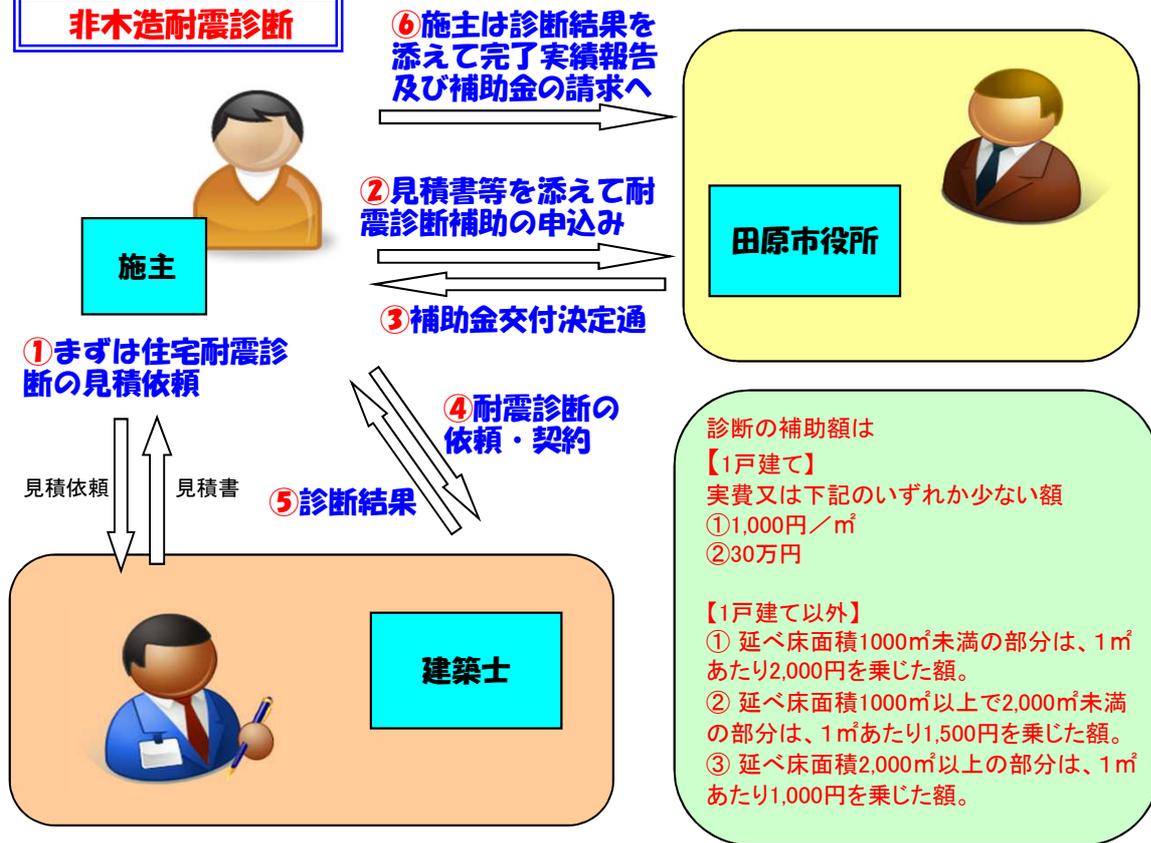
住宅は1戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。

ただし、国、地方公共団体その他公共機関が所有するものを除き、併用住宅及び共同住宅については、

店舗等に供する部分の面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。

特定既存耐震不適格建築物: 耐震改修促進法第14条第1項第1号～3号の建築物

非木造耐震診断



フローの詳細

①まずは住宅耐震診断の見積依頼

依頼先は、建築士法に定められている新築のとき設計・監理ができる規模構造の対象建物に対応できる建築士の資格をもつところへ依頼。概算診断料は、RC500㎡以下で935千円で鉄骨やSRCとなると1.3倍。さらに図面不足+473千円や必要に応じてコア抜き55,860円/箇所が経費として考えられる。

②見積書等を添えて耐震診断補助の申込み

申請書類は、①補助金交付申請書 ②別紙(1-3)事業計画書
②の添付書類として ア)診断見積書 イ)案内図 ウ)税の滞納のない証明書
エ)共有の場合は同意書 オ)組合管理の場合決議書
カ)昭和56年5月31日以前着工を証明する書類 キ)委任状

③補助金交付決定通知 ④耐震診断の依頼・契約

決定通知を受けて診断着手。
評定は必要ないが国の指針に沿った診断とする。

⑤診断結果

IS値や考察による構造の安全性が表記されていること。

⑥施主は診断結果を添えて完了実績報告及び補助金の請求へ

完了の届出は、①完了実績報告書 ②別紙(6-3)事業実施報告書
②の添付書類として ア)補助金交付決定通知の写し イ)耐震診断報告書
ウ)補助対象経費計算書(内訳書)、領収書および契約書の写し